

# 食品安全委員会緊急時対応専門調査会

## 第 12 回 会合 議事録

1. 日時 平成 17 年 6 月 22 日（水） 10:00 ~ 11:40
2. 場所 食品安全委員会中会議室
3. 議事
  - ( 1 ) 緊急時対応実施要綱について
  - ( 2 ) その他
4. 出席者
  - ( 専門委員 )  
丸山座長、飯島専門委員、岡部専門委員、春日専門委員、  
小泉専門委員、近藤専門委員、土屋専門委員、元井専門委員  
山本専門委員
  - ( 事務局 )  
齊藤事務局長、杉浦情報・緊急時対応課長、鈴木（章）課長補佐
5. 配布資料
  - 資料 1 緊急時対応実施要綱の検討の流れ（案）
  - 資料 2 - 1 食中毒における危害要因の科学的分類（案）
  - 資料 2 - 2 過去に発生した食中毒等事例
  - 資料 3 食中毒要綱の確認におけるケーススタディについて  
（案）
  - 資料 4 - 1 食品による緊急事態等の考え方
  - 資料 4 - 2 過去に発生した食品に関わる事例
  - 資料 5 勉強会におけるケーススタディについて（案）
  - 参考資料 緊急事態における初動対応のイメージ図

## 6 . 議事内容

丸山座長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第 12 回「食品安全委員会緊急時対応専門調査会」を開催いたします。

本日は、専門委員 13 名のうち、9 名が出席でございます。

吉川専門委員、田中専門委員、但野専門委員が御欠席でございます。それで、渡邊専門委員が、今朝、急に急用ができましたので、欠席ということで、最初は御出席の予定だったんですが、そういうことで 9 名の専門委員が出席なさっております。

議事に入ります前に、今日お配りしております資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

鈴木（章）課長補佐 資料について確認させていただきます。

まず資料 1 といたしまして「緊急時対応実施要綱の検討の流れ（案）」という矢印の書いた資料が 1 つございます。

「食中毒における危害要因の科学的分類（案）」。資料 2 - 1 という番号が振ってあるものでございます。

「過去に発生した食中毒等事例」。資料 2 - 2 という番号が振ってございます。

資料 3 といたしまして「食中毒要綱の確認におけるケーススタディについて（案）」というもの。

資料 4 - 1 といたしまして「食品による緊急事態等の考え方」。

資料 4 - 2 といたしまして「過去に発生した食品に関わる事例」。

資料 5 といたしまして「勉強会におけるケーススタディについて（案）」というもの。

参考資料といたしまして、3 枚のとじたものでございますが、カラフルな図で「緊急事態における初動対応のイメージ図」というもの。

以上でございます。過不足等ありましたら、お知らせいただければと思います。

丸山座長 ありがとうございます。この緊急時対応専門調査会では、今年に入りましてから「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」。それから「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」というものについて何

回かにわたりまして、審議をいただけてきましたが、4月の第91回食品安全委員会会合において無事承認されたとのことでございます。

この2つの作業が一段落したということもありまして、今回はCDCのフレデリック・アンギュロ先生をお招きしまして、広い意味での勉強会の開催をしたところでございます。

今後緊急時対応専門調査会をどのように進めていくかということ、会議を有効に進めていくということをお考えまして、事務局と私の方で何回か話し合いを進めてまいりまして、今日は事務局にそうした観点から資料をつくっていただき、その資料について議論を進めていきたいと考えているんですが、その経緯について事務局から御説明をいただいてもよろしいでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 はい。

丸山座長 それでは、杉浦課長、よろしく願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、この専門調査会における今後の審議につきまして御説明させていただきます。事前に事務局の方で座長とも御相談させていただきました。

ただいま座長の方から御説明ありましたように、今年の3月に「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」をこの専門調査会でとりまとめていただきまして、4月の食品安全委員会で決定いたしました。現在、発効しております。

この専門調査会の付託事項でございますけれども、引き続き、食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に従いまして、緊急時対応実施要綱について検討していただくということになりますけれども、座長の方から、まず最初に先般とりまとめていただきました「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」における食中毒という危害要因について、まず検討してはどうかという御提案がございました。

この食中毒緊急時対応実施要綱の作成に至った経緯については、改めて申し上げる必要もないかと思っておりますけれども、まず最初に危害要因マニュアルということで、どういうマニュアルが作成可能かということについて、専門調査会でいろいろ御議論いただいた結果、何もないところから要綱をつくり上げるのは難しいということで、既に厚生労働省にございました、

食中毒健康危機管理実施要領というものがあつたことをごさいますて、食中毒という事象に着目してマニュアルを作成してみてもどうかという提案を事務局の方からさせていただき、御審議いただいたという経緯がございます。

しかしながら、食中毒というのはあくまでも事象でございますて、危害要因としての食中毒の検討につきましては議論されないまま今日に至っております。食中毒と一口に申しましても、その原因は微生物を始めとする生物から化学物質までかなり幅広く、これらの緊急時対応を考えたときに、危害要因として食中毒を細分化すべきかどうか検討しておいた方がいいのではないかとというのが座長の御提案の趣旨でございます。

また、過去の議論の中では、何人かの専門委員の中からケーススタディを行うことで、マニュアルの有効性の検証やそれぞれの危害要因で必要となる事項の抽出ができるのではないかと御意見もいただきました。

専門委員の先生方には、3月に食中毒の緊急時対応実施要綱をとりまとめていただいたばかりですので、記憶も新しい現時点で、ケーススタディを行えば、危害要因による対応の違いが明らかとなり、いわゆるマニュアルとするための新たに付け加える要素を確認することができるのではないかと考えております。

今回は、このような内容を踏まえまして資料を作成させていただいております。

丸山座長 ありがとうございます。いろんな御意見があろうかと思うんですが、今、御説明いただいた内容を踏まえて、今日は資料をつくらせていただいておりますので、まずは最初の資料説明を聞いてから審議に移らせてもらうということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

丸山座長 それでは、資料の1からになりますと思いますけれども、事務局からお願いいたします。

鈴木(章)課長補佐 そうしましたら、まず資料の1について御説明さ

せていただきます。「緊急時対応実施要綱の検討の流れ(案)」という資料でございます。こちらに書いてあります資料、上から下へと今後の作業の進め方の流れを書いたものでございます。

まず最初に「食中毒要綱の確認」ということで、食中毒事例のケーススタディというものを行って、食中毒要綱を確認するという作業があってもいいのかということが1つ目の四角の作業でございます。

次にございますのが、勉強会の実施という四角でございますが、過去の事例や対応について勉強会を実施するということがコンテンツでございますが、この目的はケーススタディを行うことで、食中毒以外のケースの対応を検討して、食中毒要綱における変更点を確認するというものでございます。

ちょっと言葉がわかりづらいので、かみ砕いて説明させていただきますと、最初の四角「食中毒要綱の確認」というところで、まず食中毒という危害要因を細分化するかどうかという検討をして確定をした後に、こちら食中毒からのそれ以外のもの、世の中にあるハザードのことを考えながら、そのものについて対応できるようなものを検討していったらどうかというような流れの中でございます。

そして、このような中で、食中毒以外のケーススタディを行って、食中毒要綱の中でできた流れ図、資料が飛んで大変恐縮でございますが、最後に参考資料として付けさせていただいておりますカラフルな資料、こちら1枚目が先生方につくっていただきました「食中毒による緊急事態における初動対応のイメージ」というもので、流れの図だと思います。

このようなものとケーススタディを行ったことで、特に「初動対応」と四角で青くなっている部分がございます。この部分が要綱に記載されている部分、食中毒に対応したようなときにはということ、つくった部分でございますので、ここの中身がどのような違いが必要になるか、あるいは同じで大丈夫というようなことをケーススタディを行って抽出した後、「実施要綱の作成」という資料1に戻っていただきますと3つ目の四角で、新たに盛り込むべき要素などの検討を行っていくということでございます。

併せまして、また参考資料に戻りますが、参考資料の3枚目にございま

すが、今までの要綱という中では、食品安全関係府省の集まりをつくるというストーリーになっているかと思います。

その中で、我々食品安全関係府省だけではなく、例えばで申し上げますと、総理官邸などのところ、あるいは原子力災害とか、そういったものときには、もっと大きな枠組みで対策本部というものがつくられるということがございますので、それに対応ができるような形の仕組みというものもつくらなければいけないのかということで、政府主導で対応する事案への対応について検討するという中身が入ってきてございます。

このようなことの要素を検討した後に、4つ目の四角の取りまとめを行わせていただいて、最後に緊急時対応実施要綱が完成するというような大きな流れの中で、今後進めさせていただければと考えて、この資料を提出させていただいております。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。ただいま御説明いただいたのは、今後の進め方ということなんですが、1つだけ確認させていただきたいのは、これはあくまでも、若干私も申し上げて、事務局の方でつくらせていただいた予定ということで、今の時点ではこういう見通しが立つのではということですね。こういう流れでいったらどうかという1つの提案と受け取ってよろしいわけですね。

杉浦情報・緊急時対応課長 そういうことでございます。個別の説明につきましては、資料2と資料3を使って引き続き説明させていただきますけれども、大きな流れといたしましては、今、御説明させていただきましたので、これでよろしいかどうか御意見をいただければと思います。

丸山座長 わかりました。それでは、もう皆様方十分御承知のとおりで、改めて言う必要はないんですけれども、今までやってきた作業というのは、本来、緊急時対応の全体のことをしなければいけないんだけれども、取っかかりとして、食品による緊急時対応ということを考えて場合に、まず考えられるのが食中毒であり、その食中毒ということも、何をベースにしたらよいかといっても雲をつかむような話だったので、先ほど杉浦課長がおっしゃったように、厚生労働省の方にあった健康危害というものをモデルにしてやってきたという経緯です。本当に全部それでいいのかどうかとい

うことを今後決めていかなければいけない作業もあります。また、危害要因というものが食中毒だけなのか、また食中毒といっても化学物質もあるし、微生物もあるから、今までつくったそれだけで全部をカバーできるのかどうかということを決めていかなければいけません。

そのためには、1つの作業として過去の代表的な食中毒のケーススタディをやっていきながら、その辺りを明確にできるのではないかと。それをやりながら最終的に緊急時対応の実施要綱全体のを完成していこうではないかという考え方、流れで今後進めていきたいということでございます。

繰り返しになってしつこかったかもしれませんが、その辺りを確認しておきたいと思います。

まずは、資料1について、こういう流れでやっていったらどうだということについて、何か御意見があったら、まずお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

こういう流れで進めていくということで、よろしいでしょうか。

それでは、今後のこの専門調査会では、資料1の流れに沿って進めていくということ、まず確認させていただきたいと思います。

そうしますと、資料1の一番上にある「食中毒要綱の確認」というところは、まずケーススタディをやるということについて、どのように進めたらいいかという方に進みたいと思うんですが、ケーススタディということで、やはり食中毒は大きく分けて微生物と化学物質とに分かれると思うんですが、そういう大きく分けたものでもってケーススタディをやるということについて御提案申し上げたいんですが、事務局の方から何かこのことについて提案なり何なりということがございましょうか。

どうぞ。

鈴木(章)課長補佐 そうしましたら、資料を用意させていただいていきますので、資料2-1と2-2の説明に入らせていただければと思うんですが、いかがでございましょうか。

丸山座長 どうぞ。

鈴木(章)課長補佐 まず資料2-1を御覧ください。今、座長の方から御説明のありました生物学的危害、化学的危険というような形で食中毒

というものを更にまた割きのように割っていった場合には、こんな形ができるのではないかというものを絵に示したものです。

生物学的危害というものは、当然微生物という形でウイルスですとか、細菌、真菌というものを入れます。それから、よく学問の世界とかでは寄生虫というのはどうなるかというのがありますが、寄生虫というものも例があるかどうかは別といたしまして、こういうものも1つと。

それから、化学的危険ということで化学物質という形で切ってしまうえば、農薬や添加物、重金属、毒物などといったものはすべてこちらに入ってくるのかというような分け方をさせていただいています。

こちらの資料は先ほど座長の方から御提案のありましたことを図に示したようなものでございます。

それから、資料2-2でございます。

今のような分類にさせていただきましたときに、例えばといたしまして、事例ということで案を2つ出しております。食中毒を2つに分けて生物学的なもの、化学的のもの。

生物学的なもの、といたしましては、腸管出血性大腸菌O157というものが平成8年に岡山県から始まりまして、大きな食品に関する問題として出てきたということがございますので、こういった事例がまず1つあるのではないかということを示したのが1つ目です。

2つ目、化学物質の中毒ということで、若干毛色が違うもの、和歌山のいわゆる毒カレーという事件でございますが、いろいろな要素が入ってまいっておりますが、カレーの中に化学物質が入り、そして最初は食中毒として調査が行われていたということもありまして、あと政府全体の対応に発展していったようなところもございましたので、このような例も1つあるのかなということで、2つの例を示させていただいております。

これ以外、我々どもの思いつかないところ、もっと適切な事例等あるかと思っておりますので、そういうことを踏まえて、先生方に御議論いただきながら御示唆いただければと考えております。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。これは、今、事務局から申し上げましたように、例えばこういうものが挙げられるのではないかと

で、先生方からケーススタディをやるときに、もっとこういう事例の方が適切だというような御意見が出れば、そのように変えてもいいと解釈してよろしいですね。そういうことですね。

杉浦情報・緊急時対応課長 ええ、勿論これは事務局の案でございますので、御検討していただきまして、よりよい事例等がございましたら変更していきたいと考えております。

丸山座長 このケーススタディについて、何か御意見はございますでしょうか。

飯島専門委員 教えていただきたいのですが、先ほど、原子力等というお話がありましたが、物理学的な危害要因のようなものは何か考えられますでしょうか。

丸山座長 どうぞ。

鈴木(章)課長補佐 今、先生から御質問のありました原子力等とのことですが、今の資料の説明というのは、実は食中毒だけに着目した資料でございます。

本日、資料を用意させていただいている中で、残りの資料3とか、資料4-1、4-2というのがございますが、そのところでの説明にさせていただければと考えておりますが、よろしいでしょうか。

丸山座長 後でということですね。飯島委員、今のところはよろしいでしょうか。

飯島専門委員 はい。

丸山座長 ほかに何か御意見はございますでしょうか。

今のお話のように、ケーススタディをやるときには、食中毒の要綱をつくったので、一応食中毒ということでケーススタディをやったらどうかということで、それを大きく分けると、寄生虫みたいなものもあるかもしれませんが、大きく分類すると微生物と化学になります。その代表的なものを例示として、今、1つずつ挙げてみたということでございます。

山本専門委員 どうぞ。

山本専門委員 最終的にどういう例を挙げるかということ、資料2-2にあるような感じになると思うんですけども、全体で実施要綱の検証という形で考えていくときに、アプローチとしてはいろいろあるかなと思いま

す。まず1つは潜在的というか、例えば、ダイオキシンとか、今、目の前に被害があるわけではないですけれども、あとで影響が出てくる可能性がある場合です。

もう一つは、被害者が実際に出ているというケースで、その場合も幾つかに分かれて、例えば急性脳症の多発事例みたいに食中毒によるものか、それともまた感染症とか別の要因によるものかが全然わからないというもの。

また、更には少なくとも食品が関係しているだろうということがその場でわかるようなもの。ここにある和歌山のカレー事件とか、食中毒とか、そういうものがあると思うんです。そういう中で、ここで主に扱うものとして、少なくとも食品に由来しているもので、まずケーススタディを扱っていくという流れで、この2つが出てきているのかなと思うんです。

何か対応するときには、とにかく目の前で何か起こっていても、それが何によるものか全然わからない場合が多いというところは頭に置いておいて、その中で食品によるものをまずは取り上げるという形なのかと理解しております。

丸山座長 私もそう理解しておりまして、今、山本専門委員がおっしゃったのは、基本要綱にあります対象となる緊急事態というのは3つあったわけでございますね。

その中には、今、先生が御指摘になったことも含めて考えなければいけないと。それは最終的に、それをこうしなければいけないんですが、先ほども申し上げましたように、今は食中毒の要綱をつくったと。だけれども、食中毒のことについてのケーススタディをやったらどうかと。勿論、今、先生がおっしゃったようなことを考えながらやらなければいけないんですけれども、食中毒の事例でのケーススタディをやってみる。

それをやって、食中毒そのものが全部先ほど事務局から説明のあったカラフルな資料の「流れ」というんでしょうか、これに落とし込めるのかどうかというのを、言わば検証しておいて、もしそれでいいと言うのであれば、次に3つの緊急事態のことも全部含めて、これでいいのかどうかということを検討していったらどうだと、私はそういう流れを考えているんですけれども、事務局もそういうことによろしいでしょうか。今、私は少し

先のことまで言ってしまったんですけれども、よろしいでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 事務局から申し上げるのが適切かどうかわからないんですけれども、そういう整理の仕方でも議論していただければ一番整理しやすいんじゃないかと思います。

丸山座長 山本先生、それでよろしゅうございましょうか。

山本専門委員 私も同じ意見です。

丸山座長 ほかに御意見ございましょうか。

一応、それでは食中毒のケーススタディとして、ここに例示がありますけれども、まず微生物の代表的なもの、化学物質の代表的なものという2つでケーススタディをやってみるということについては、よろしゅうございましょうか。

もしそうだとすると、ここに例示が1つずつ載っておりますけれども、当然専門委員の中でコーディネートをしてくれる方、あるいは発表してくれる方を決めてやらなければいけないと思うし、その専門の方に、これでいいのかどうかというようなことも御意見を伺いながらテーマを決めなければいけないんだらうと思うんですが、その辺りは事務局はいかがなんでしょうか。

鈴木(章)課長補佐 そうしましたら、資料の3にそのような内容を準備させていただいております。

資料3ですけれども「食中毒要綱の確認におけるケーススタディについて(案)」というものでございます。今、座長からおっしゃっていただいたような中身を書いたものでございます。

基本的に、ケーススタディを今後この調査会の中で行っていくというときに、事務局もなかなか能力の限界もございまして、特に先生方、非常にお忙しい方々が多いことは重重承知しておりますが、ケーススタディを行う上のブレンになっていただきたいと思います。

そこで、微生物学的危害要因と化学的危険要因という1つずつの分野につきまして、専門調査会の先生から一人ずつコーディネーターという形でケーススタディを行う上での総括責任者のところに就いていただく。

そして、コーディネーターの方々に対しましては、事務局も協力をしながらコーディネーターの先生から、この先生にやってもらうといいという

ようなアドバイスをいただいたり、御本人からやっていただくという選択肢もございますが、そのような形でケーススタディを外部の先生を含めながら検討して実施を行う。

そして、ケーススタディを行うに当たりますでは、ここに書いてあるだけでも2つあるのもございまして、10分から15分ぐらいのケーススタディを行うというような実態を行った後に意見交換を行い実効性とかを確認すると。

そのときには、先ほどから座長からもお話がありましたとおり、参考資料のカラフルな図でございますけれども、このイメージ図の流れの中で、例えばで申し上げますれば、通報ですとか、食品安全委員会とリスク管理機関の間にある通報ですとか、緊急報告ですとか、助言といったような、こういったパーツがございますので、こういったところがこれで十分なのかというようなことを織り交ぜながらケーススタディを検証していくという流れになるのではないかと考えております。

本日は、こちらの3の資料、ケーススタディを行うということでございましたら、コーディネーターの選出を、この食中毒に関してはまずしていただければと考えております。以上でございます。

丸山座長 今までのお話でケーススタディをやるということは、皆さん方から御賛成いただいたところでは、そのうちから、微生物と化学と1つでいいかどうかわかりませんが、とりあえずは一つずつケーススタディをやってみようということで、そして事務局で全部それができるわけではないので、それぞれの専門家のコーディネーターを決めていただきたいという御提案があったわけです。

私の提案なんですけれども、微生物学的な危害要因ということについては、渡邊専門委員が一番適切ではないかと思っておりますし、化学的危険要因ということについては、山本専門委員にお願いするというのが、その専門性から一番適切ではないかと御提案申し上げたいんですが、いかがでございでしょうか。

渡邊先生は、今日は急に御欠席で、申し訳ないんですが、山本先生、よろしゅうございでしょうか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで、微生物は渡邊専門委員、化学物質の方は山本専門委員

にお願いしようと思うんですが、何か事務局の方から、あとは二人の先生とお打ち合わせをするということでもいいんでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 今後、ケーススタディにおいてどなたに御説明していただくか、どういう内容で説明していただくかということにつきまして、コーディネーターになられた専門委員と相談したいと考えておりますので、また後日御連絡させていただきたいと考えております。

丸山座長 では、お二人の先生、どうぞよろしく願いいたします。

今後としてはまずケーススタディを次回から行っていくわけですが、引き続きまして、食中毒以外の緊急時対応の実施要綱を作成する検討が残っております。

今までは食中毒ということに絞って論議してきたわけですがけれども、まだ、時間が多少ありますので、食中毒以外の緊急時対応の実施要綱の作成ということについて、時間の許す限り皆様方からの御意見もいただきたいと思うんですが、そのように進めてよろしゅうございましょうか。

それでは、事務局から食中毒以外の緊急時対応の実施要綱の作成ということについて御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

鈴木(章)課長補佐 そうしましたら、4 - 1と4 - 2を用いて説明させていただきます。

まず、資料4 - 1でございますが「食品による緊急事態等の考え方」というものでございます。

こちらは、先ほど座長からも御説明がありましたとおり、緊急時対応基本要綱というのを昨年の4月につくっていただいた一番大元になっているものですが、その中で、緊急事態とはというものが3つの定義がされております。その1つ、2つ、3つと書いてあるのが、ここにある . . .  
でございます。

まず、 が「被害が大規模又は広域であり、かつ、食品安全委員会及びリスク管理機関の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案」というものでございます。

こちらは、例示といたしましては、一般的な考え方ですがけれども、大規模な食中毒が起こったような場合というのが、それに対応するのかと考え

ております。

その対応、中のものといたしまして、つくり上げたものが先般でき上がりました食中毒要綱というものが、今、対応する要綱としてあるというような形のカラムになっております。

そして、定義の2といたしまして「科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案」というものでございますが、急性脳症多発事例と言われているもの、昨年ございましたが、あまりこのような表現をするのは適切ではないと、ここの中の先生からも言われるかもしれませんが、いわゆるスギヒラタケと言われるものがこちらでございまして。このような例示というのが1つあるのかなと。

そのときに、先ほど山本先生の方からもお話がありましたとおり、このような危害要因というものを考えるというのが、今後の話としてはあるのかということで考えますと、実施要綱、これにぴったりと当てはまるような要綱ということでは、まだハザード別で作成されていないので空欄という形になっております。

といたしまして「又はに該当しないが、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案」ということで、健康被害も今のところの知見では起こらないと。ただ世の中としては大きな騒ぎになっている。

括弧づけをさせていただいておりますが、ダイオキシン類というものが、平成9年当時いろいろと大きな問題になったということがございましたので、例示としてはこちらを出させていただきます。

そして、このような事案というものに直接ダイレクトで結び付くような実施要綱というものは、まだ検討されておりませんので、最後の右の端は空欄になっているというものでございます。

それから、大きな緊急事態というもの、こちらの調査会でつくっていただいた基本要綱の中で定義が3つございました。

それ以外に2といたしまして、基本要綱というものを思い起こしていただければわかると思うんですが、基本的にあれは4府省での合意事項で、4府省合同で何かをやるといったものでございました。

その4府省と申し上げるのは、厚生労働省、農林水産省、環境省、そして内閣府食品安全委員会という形でございます。自主的に食品安全関係府

省がくっ付いていくと、そしてバイディングして協力して、いろいろな役割を果たしていくというものが、まず1つ体制としてはあるんですが、場合によっては、食品に関してのところ、それがメインの話題ではないんですけれども、社会全体として見たときに、非常に大きな事案というようなものが起こったときに、日本国政府全体が関与するようなシステムができ上がるということは往々に考えられます。

そのようなときに、まず食品安全委員会がどのような形でくみしていかなければいけないのかということも別途検討しなければいけないのではないかと事務局からの御提案でございますが、このようなものも必要ではないかということで2として掲載しております。

具体的な例示、こういったものはあまり世の中で、まだ日本で大きな食品テロとか、本当に大きな原子力災害、爆発をしてしまったということとはございませんが、こういったようなものは、これを所管する内閣官房ですとか、あとは文部科学省といったところで、各府省に働きかけをして、例えばで申し上げますと、緊急参集要員というのが決められて、何分以内に参集しなさいということが政府全体としては決まっております。

その中で食品安全委員会も事が起こったときには、できる範囲のことで何かをするというようなときに、くみする方法というのを検討する必要があるのかというものです。そのようなことでございますので、対応するような実施要綱は、今のところないということでございます。

例示に入る前に、また1つ資料はカラフルな図にちょっと飛んでいただければと思うんですが、その図の中で2枚目に準備させていただいておりますのが、今の話から申し上げますと、何か公表されたときに、社会的影響が大きくなったような事案があった場合、先ほど山本先生からもありました、健康被害が今の時点が出ていないようなものが起こったとき、どんな形で対応するのかというような図を示してみたのがこちらでございます。

「初動対応」と書いてある四角の中というのが実施要綱の世界なのではないかと考えております。この実施要綱の世界、ベースとしているのは食中毒の実施要綱でございます。

ベースとしているものの中から、あまり大きく緊急事態ごとに変えると

というのは非現実的でございますので、同じ形にして、でも1つ必要なものがあるかもしれないという事務局が簡単に考えた中で出てきたのを示したのが、通報で赤くなっている部分でございます。

情報、これが外国機関からの情報とか、インターネットとかの情報であれば、どちらが先にそれを知り得るかということは非常にわからない世界でございますので、食中毒のように保健所から上がってくるということが大原則というルールではないので、このような食品安全委員会からこんなプレスリリースがされていますということをお知らせするというのもあり得るのかと。

そうしますと、そういうようなルートというのを若干書いておかなければいけないのかということが1つは見えるのかと考えているのが、こちらの図でございます。

それから、もう一枚めくっていただきますと、先ほども簡単にお話しいたしました「政府主導で対応する緊急事態における初動対応のイメージ」ということで、先ほどの2枚目、1枚目の図では食品安全委員会から緊急対策本部、関係府省連絡会議、平時の方へということ、いろいろな動議が行われていくというようなスキームでございますが、そういったこと以前に、ほかの情報、例えば放射線関係でしたら、そういう外国機関のどこかの国で大きな爆発があったとか、あるいは国内で言えば、そういった原子力施設において、臨界状態を超えているいろいろなことが起こったというようなときに、まず情報が入ってくるのは、厚生労働省とか、農林水産省とか食品安全委員会というところに入ってくるのではなく、別のルートで入っていくと。

そうしますと、そこから情報が流れたことによって、緊急の会議が参集されたりすると。そうしますと、現実的に言えば、その会議に各役所が参加していくという形になるかと思えます。

その中で食品安全委員会ができることの中で協力を求められるということが事態としては考えられます。その中で、我々どもの委員会と関係府省がどのような形で食品に関して、こういう世の中の仕組みの中でよりよきものを流れとしてつくっていけるのかというものを図に簡単にしたのが、こちらでございます。

一番上にある政府主導にある対策本部というのが、まずこれはできてしまうのではないかと考えております。

このようなものができたときに、どのような形で我々のスキームをくっ付けていくかという矢印が、この赤い矢印でございます。この矢印の部分、今の要綱では、上の会議みたいなものは規定されておられませんので、これは何らかの記載をしてつくっていく必要があるのではないかと。

ただ、こちらの事例、このようなイメージは、我々役所関係者の方がかえってできるのかなということもございまして、実はこの後御説明申し上げます事例というところには、政府の枠組みでというもの、事例がないこともありまして、記載してございません。

こちら後ほどの話になるかと思いますが、事務局の方でいろいろと関係者と調整をして案を提示させていただくものが現実的かなと考えております。そこは、ちょっと前後してしまいますが、先にちょっと申し上げさせていただきます。

それから、資料4-2にちょっと戻っていただきますと、話が前後いたしました。先ほどの「食品による緊急事態等の考え方」のうちの、緊急事態等の定義の、のうちのにつきましては食中毒ということで、本日の会議の前段でケーススタディを行うということが決まっておりますので、こちらの方を除いた残りの2つの事例を記載しております。

といたしまして、先ほども名前が出てまいりましたが、やはり急性脳症多発事例について事例として挙げるのが適切かなと考えて書いております。

こちら原因物質、今でもわからないので不明という形で書いております。

その概要につきましては、先生方御存じのとおり、昨年9月から東北・北陸地方を中心に急性脳症が出たというものでございます。

こちらのものにつきましては、厚生労働省で専門家会合みたいなものがつくられて、報告書が出されているというのが現状でございます。

といたしまして、先ほどの社会的反響を勘案した緊急の対応が必要な事案のものでございますが、これはダイオキシン類ということで記載させていただいております。

健康被害の状況といたしましては、報告はないということでございます。

そして、発生は平成9年から11年ごろと、そのときに社会で新聞を開きますと、ダイオキシンという文字が毎日のように出ていた事態があったということでございます。

ちょっと過去を振り返らせていただいて、御説明を差し上げますと、当時どんなことがあったのかなということを振り返りますと、WHOでTDIという耐容一日摂取料、当時Tolerable Daily Intakeというものが設定され、それが非常に厳しい値が出たということが1つの事の発端だったのかなと考えております。

その後に、厚生労働省や環境省といったところで、そのTDIの値の見直しということが起こり、数字の乖離が起こったというのが2つ目の段落でございます。

そして、以前から国際癌研究機構というところでダイオキシン類というグループは、ヒトに発がん性のある物質というようなことが評価されていたというようなことがございました。

また、そのような状況の中で一部いろいろなことがございましたが、ある地域における野菜等とかの話で、ダイオキシン汚染ということで、汚染されているということがクローズアップされて、いろいろな裁判の話というようなことになったものもございました。

そして、その他のところでございますが、こちら先ほどから説明している参考資料に関連するところでございますが、実はダイオキシン類の対策につきましては、当時、閣僚会議まで設置がされております。

このような形で対応が行われ、最終的にはダイオキシン対策推進基本指針ですとか、それから議員立法による特別措置法というものが設定されたというようなことがございます。

そして、最後に事例といたしまして、健康被害とかに関係するものとして2つあるのかなと。一番有名なのは、イタリア北部のセベソという都市で工場の爆発事故によるダイオキシン汚染というのが、これが非常に有名なものかと思えます。

それから、我が国でもダイオキシン類への汚染というか被爆という問題が大きくクローズアップされたのが、大阪府能勢町というところにあります、豊能群美化センターというところの清掃工場の労働者の血中濃度が高

い、低いということがクローズアップされたということがございました。

当然この事例2つは、食品という観点からは違うことではございますが、当時のダイオキシンの問題の大きなトピックはここだった。ただ、ダイオキシン類の含有量といったときに食品の問題に波及してしまったというようなことから、 の若干あいまいな中でも社会の混乱というところで、何らかの形にくみするようなことをしていかなければいけないのかというような例示として提案させていただいているものでございます。

以上でございます。

丸山座長 どうもありがとうございました。詳しく説明いただきましたが、資料4-1で行きますと、1番の のところは、食中毒要綱ということで処理できるだろうと思います。この部分はケーススタディをやるわけですが、そのケーススタディは微生物、化学で分けてはいますが、もともと私たちが参考にさせていただいた厚生労働省の食中毒健康危機管理実施要領というのは、長く昔からやっている食中毒処理要領という何十年も続いたものがベースになっているわけですから、微生物も化学も考えた形でできていたので、恐らく食中毒全体をカバーできるのではないかと思います。それを食品安全委員会としてのやり方に落とししたときにどうなるかということを経験を通して微調整すれば、その辺りで足りるのかなという感じがしております。

ただ、4-1の、今、事務局から詳しく御説明いただいたように、1の、 、それから2の辺りをどうしていくかというのが、かなり大きな問題でありまして、今、詳しく御説明いただいたんですが、この辺りの考え方を皆様方から、今日はこれで結論を出すというわけではなくて、御意見を是非いただきたい。その御意見をいただければ、またそれを基にして事務局でそれを整理しながら論点を絞っていくことにしていきたいと思っておりますので、今のところは参考資料にありますように、どうしてもそういうものはイメージとして描かざるを得ないので、大変つかみにくいかと思うんですが、資料4-1の1の 、 、それから2という辺りについて御意見をいただければと思います。いかがでございましょうか。

土屋専門委員どうぞ。

土屋専門委員 食品ということからしますと、医薬品あるいはその部外

品以外はみんな食品と言えると思うんですが、その中の一番健康被害が起こって問題なのは、いわゆる健康食品と言われるものです。最近もそういう事例がございましたけれども、そういうものは、これの対象にはならないんでしょうか。

丸山座長 事務局のお考え、健康食品ということに対する健康危害、しかもその緊急時の対応ということをどのようにお考えなのでしょう。

杉浦情報・緊急時対応課長 勿論、通常、健康食品で被害が出ますと、厚生労働省が対応するわけですけれども、それは厚生労働省だけではなくて食品安全委員会も連携して対応する必要があるということになれば、そういう必要があるような緊急事態ということになれば、緊急事態ということになりまして、食中毒の実施要綱または緊急事態の発生の仕方によっては、といった別の定義による緊急事態としての対応ということになるかと思えます。

健康食品という断面では、実施要綱を作成しておりませんが、当然この実施要綱で対応できるということになれば、対応することになりますし、今、申し上げましたように、別の定義でもって対応した方がいいということになれば、今後作成する実施要綱に基づいて対応するということになるかと思えます。

丸山座長 土屋先生、よろしゅうございましょうか。

土屋専門委員 健康食品といってもいろいろでしょうから、その一つひとつについてというようなことも難しいんでしょうけれども、突如、死者が出たとかいう話がこの間もございました。それはいわゆるやせ薬といわれるもので、たどっていったら中国だったんですかね。本国でもそれをつくらせない、販売させないというような措置を取ろうと思ったら、もう関係者がいなかった。そんな報道がありました。いわゆる健康食品による健康被害がこれからも起こることが考えられます。要するにスギヒラタケ、この辺りを問題にするなら、学会等で調査した事例を見ると、健康食品といわれるもので何百人の健康被害が出ているということなんですから、こちらのほうがもっと問題かもしれません。それが果たして緊急なのかどうか、緊急事態かどうかということですけども、そういうことからしますと、ダイオキシンなんていうのは、緊急なのかどうか。急性の食中毒、

慢性の食中毒と分かれるのかどうか知りませんが、いずれにしても、そのレベルで検討するとするならば、やはり健康食品による健康被害がどこかで起こったときに、一括して対応できる要綱みたいなものも必要かなと感じるんです。

丸山座長 健康食品というのが、今、ここに例示として挙がっていないけれども、ダイオキシン、あるいはいわゆるスギヒラタケというようなことと同じように社会的な影響がある、しかもそれを緊急的に何かを対応しなければいけないとすれば、勿論この中に含めて口から入るものの健康危害ということだから、それらを入れておくというのが基本的な考えとしてよろしいわけですね。

杉浦情報・緊急時対応課長 勿論、そういうことでございます。

丸山座長 元井先生どうぞ。

元井専門委員 ちょっと確認したいんですけども、今の話とはちょっと違うんですけども、  
、  
、  
というような緊急事態があったとした場合、  
の場合には食中毒が考えられて、これは食中毒要綱で対応するという話になるんでしょうけれど、  
、  
の件に関しては、今、例示が挙がっていますが、恐らく例示としては情報を収集したときに、いろんな例示があるだろうと思いますが、それに対する実施要綱を当然つくるわけですね。この辺がちょっと私は頭の整理ができていませんで確認したわけです。  
の食中毒の事態はいいとしても、  
の事態、  
の事態に対して、それぞれに対応する実施要綱をこの専門調査会で作っていくというような作業になるわけですね。

丸山座長 課長どうぞ。

杉浦情報・緊急時対応課長 3月にとりまとめていただいた、食中毒緊急時対応実施要綱の前文に、緊急事態等の定義ということで、ちょっと復習の形になるんですけども、今日お配りしております「緊急時対応要綱関係資料」の17ページを御覧いただければと思うんですけども、前文の下から3行目の最後のところがございますけれども、「緊急事態等（基本要綱に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。）」と定義しております、基本要綱に規定する緊急事態等とはどういうものかと申し上げますと、1ページに戻っていただきまして「1 対象となる緊急事態等」というこ

とで、 、 、 すべての緊急事態に対応できるような規定にはなっておりませんが、実際には食中毒という事象の性質から考えると、 の「被害が大規模又は広域であり、かつ、食品安全委員会（以下『委員会』という。）及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案」で対応することになるのではないかと考えております。

、 、 についても対応できるかにつきましては、今後検証していただいて、もし食中毒実施要綱の食中毒を外せば対応できるということであれば、そういう修正もあり得るかと思えます。この実施要綱とは別につくった方が効果的だということであれば、別につくるということも考えられまして、現時点で別につくった方がいいという結論を持っているというものではないかと考えております。

元井専門委員 わかりました。そうすると、基本的には食中毒の要綱を利用できる場合にはそれを利用して、 と の緊急事態の対応の要綱を応用すると、そういう形でもあり得るということでございますね。

杉浦情報・緊急時対応課長 そういうことでございます。

元井座長代理 やはり、 と は、何となく漠然としていまして、本当に具体的にどういう要綱をつくるのかと、これは非常に困難だなと思ったものですから、ちょっとお聞きしたわけです。

丸山座長 ですから、今ある食中毒実施要綱をそこに 、 も盛り込んでできる。その場合、いわゆる食中毒だけでないから、食中毒という言葉を取ってしまって、総合的な実施要綱と変えるということも可能だと理解していいわけですね。それでよろしいですね。

杉浦情報・緊急時対応課長 はい。

丸山座長 だから、それぞれに別々の要綱をつくっていくというわけでは決してないと。その辺りは確認させていただきたいと思えます。

岡部先生どうぞ。

岡部専門委員 最初にこういう話し合いがあったかもしれないんですけども、もしそうやって広がってくると、例えば水はこの中に入ってくるんですか。飲料水。食品というクライテリアからちょっと離れますけれ

ども、食中毒だと入ってこないわけではない。

丸山座長 厚労の食中毒処理要領というのは、飲食物、水も入っていますね。

岡部専門委員 はい。

丸山座長 ですから、私は当然水も入っていると、頭からそう思っているんですが、それはどうなのでしょう、確認しておいた方がいいと思いますけれども、何か一度そういう話も出たと思うんですが、口から入るんだから飲食物として水も入るとはっきりさせておいた方がよろしいんじゃないかと思いますが。

杉浦情報・緊急時対応課長 水も入ります。食品安全委員会が所掌している、例えば食品のリスク評価の食品には、水も含まれますので、水も対象になります。

岡部専門委員 厚労省の方の担当だと思うんですけれども、つまり水道水の汚染とか、あるいはさっき寄生虫のところで口ごもりもあったけれども、クリプトの汚染なんていうのも、中には見つかってくる可能性があるのです。

丸山座長 越生のときのクリプトスポリジウムの汚染は、食中毒の統計の中に載ってきますから、そういうふうを考えてよろしいと思います。

小泉先生どうぞ。

小泉専門委員 土屋先生から、中国からの健康食品という話が出ましたが、健康食品に限らず、輸入食品、それから輸入原材料というのが非常に多いと思うんです。それは、のどこかに入ると思うんですが、海外、特に途上国が関与してくるものが多いと思いますので、別の考え方というか、別の絵も必要なんではないかと思いました。

特に参考資料を拝見していますと、海外から入ってくるようなものがあるって、緊急事態があったというような場合には、どういうふうに対応するのか、わかりにくいのではないかと思いましたので、輸入食品の場合の切り口というのもあるのかなと思いました。

丸山座長 その点、いかがでございますか。

杉浦情報・緊急時対応課長 輸入食品の場合でも既に国内に輸入され被害が出ているということになれば、食中毒の緊急時対応ということになる

かと思えますけれども、そうではなくて、輸出国では発生しているけれども、まだ国内に侵入してきていないという場合には、小泉専門委員がおっしゃられるように、確かに少し対応が異なった様相になるかと思えます。

もし必要であれば、ケーススタディということでもう一つ追加することも可能なのではないかと思います。

丸山座長 よろしいでしょうか。

小泉専門委員 ちょっと思い出しましたが、例えばSARSのときも非常にみんな緊張したわけですけれども、そういうときのためのものがあつた方がいいのかなと思いました。

丸山座長 ありがとうございます。それは、参考資料の図2です。そういうものをわかるように書き込んでおくということも必要かなと思いますね。

ほかにございましょうか。

私の方から1つ申し上げたいのは、先ほど事務局から食中毒以外のことを詳しく御説明いただいたんですが、特に4-1の1の社会的反響というところになると、いわゆる風評被害、私はその言葉はあまり好きではないんですけれども、その対応というものをどういうふうにするかというのは、非常に大きな問題じゃないかなと思うんですが、先ほど事務局の説明では、その辺りの具体的なお話がなかったんですが、その辺はどのように事務局の方でお考えになっていらっしゃるんですか、事務局に聞くのもおかしいんですが、いかがなんでしょうか。実際はその辺りがすごく大事になってくるのではないかなと思うんです。

鈴木(章)課長補佐 答えられるところで答えられるように努めたいと思っているんですけれども、食中毒の要綱を決めたときに、思い出していただきたいんですけれども、各役所の役割ということを整理したと思います。

リスク管理機関は、リスク管理をしっかりとやりましょうと、農林水産省、厚生労働省がやると。

我々食品安全委員会では、情報の発信をしていきたいと思いますということがございました。そこまでのところが今決まっている段階で、多分その方法とか緊急時対応専門調査会の中のマニュアルの世界の中として、方法が具

体的なところは確かに書いていないのが現状だということだと思えます。

ですので、今度の実施要綱の検討というのは、先ほどの1枚目の紙で説明させていただきましており、この流れの中で、そういう不足していると考えられるような部分を浮き彫りさせるためにケーススタディは行うという整理でございますので、このケーススタディ = 1つのマニュアルということではございませんので、まず浮き彫りにすることが大事なのかなと。浮き彫りにできれば、ここをつくらなければいけないとなれば、事務局の方もかなり汗をかいてやっていかなければいけないかなということを考えておりますので、そういった情報提供の方法とか、何かの形でうまく先生方の方でお知恵をいただくとありがたいなとは考えております。

以上です。

丸山座長 十分考えていらっしゃるということですが、どうもありがとうございます。これからまだこのことについては、多分論議をしなければいけなくなってくるんですが、今の段階で何か御意見があったら伺っておいた方がよろしいと思います。どうぞ自由に御発言いただいて結構でございます。いかがでしょうか。

元井先生どうぞ。

元井専門委員 私の方から提案させていただきたいんですけども、情報提供の件なんですけれども、特に緊急事態における情報の提供ですとか、情報のキャッチですとか、それから情報を関係府省に流して、情報の在り方なり、提供の仕方なり、いろんな場面における問題として、どのような事態の場合にどういうふうにしたらいいのかなどについて、やはり少し勉強しなければいけないかなと思います。ましてや、この専門調査会は情報が1つの大きな核になっているということなので、できましたら是非緊急事態の情報の提供の在り方ですとか、情報に関する勉強会を開いていただけないかなと提案させていただきたいと思います。

丸山座長 今、元井先生から御提案があったんですが、情報提供についての勉強会という提案なんですけど、アンギュロ先生にやっていただいた、あるいは前に田中先生にもやっていただいた勉強会がございますので、この専門調査会でもそうした勉強会というのは可能なんですけど、どうなんで

すか。

杉浦情報・緊急時対応課長 クライシスコミュニケーションの話かと思うんですけども、前に田中専門委員から講演をしていただいた経緯はございます。特にリスク管理という観点から講演をいただいたと記憶しております。

その後、こういった緊急時対応実施要綱などを作成いたしまして、その中で情報提供及びリスクコミュニケーションの在り方等を定めております。今、鈴木補佐から説明いたしましたように、その在り方についてはかなり一般的な表現にとどめておりますので、これを今後どういうふうに具体化できるかという観点から、もう一度勉強会をするというのも非常に有意義なんではないかと考えております。

どなたに講師になっていただくかとか、その辺はまた座長とも相談させていただきまして決めていきたいと考えております。

丸山座長 元井先生、そういうことで、勉強会をやるのはやぶさかではないと、そういうことも可能であるということですので、是非それは実現するようにもっていきたいと思います。

ほかにいかがですか。

元井先生どうぞ。

元井専門委員 先ほどの初動対応のときには、情報をどれだけ早くキャッチできるかということが今後の対応にかかっていると思うんですけども、その辺は海外の、特に先ほど輸入食品の話が出てきましたけれども、特にそういうものを現地で作って、はっきり言えば顔が見えないものを私たちは食べなければいけないということになっている状況ですので、そういうような現地での情報を早くキャッチしてそれに素早く対応できる、とにかく何かが起こってしまったからではもう遅いですから、そういう情報を早くキャッチするというようなシステムといいますか、それはこの食品安全委員会の方でそういうシステムはつくられると思うんですが、実際にそういうものは現在どうなっているのでしょうか。

丸山座長 通常時に食品安全委員会が集めたいろんな情報をどのような形でもって専門家、あるいは一般の人たちに提供されているのかという現状についてお話をいただければと思います。

杉浦情報・緊急時対応課長　ちょっと詳しい資料を今、用意しておりますけれども、どういう体制になっているのかという概要を説明させていただきますと、厚生労働省、農林水産省、各リスク機関におきまして、一定の情報網というのは持っております。

例えば、ヨーロッパ等で有害な食品というか、食品汚染の問題等が発生いたしまして、その会社の食品が日本に輸出されているということが判明した場合には、EUから厚生労働省の窓口に入りますと、厚生労働省から食品安全委員会に直ちに連絡が来るといような体制ができております。

そういったリスク管理機関に入りますと、直ちに食品安全委員会にも連絡があるような体制になっております。

それから食品安全委員会におきましても、独自に情報収集をしております。特に国際機関、それから関係国の公的機関、海外からの情報といいますと、そういった国際機関や公的機関のインターネットから発出される情報を毎日検索するような形で情報収集をしております。そういったインターネットの情報で、特にリスク管理上、直ちに対応した方がいいような情報がある場合には食品安全委員会から直ちにリスク管理機関に情報を提供するというような、そういう体制がございます。また、必要があれば、更に詳しい説明をさせていただきたいと考えております。

丸山座長　元井先生どうぞ。

元井専門委員　なぜこういうことをお聞きしたかといいますと、先ほどの緊急事態、特に、の事態でいろんな例示がありますね。今、国内で起きてしまった例示を参考にしているんですけども、もしかしたら、まだ我が国に入っていないような未知の例示も、このどちらかに振り分けることができるのではないかと。振り分けられないものもあるので、要するに練習というか、プラクティスとしてそういうものを振り分けるようなことも必要ではないかと。

そのような事態が発生したときに、すぐにこれはこの事態、この事態と分けておくようなことも必要なんじゃないかと思って、そういうことをお聞きしたわけです。

丸山座長　ありがとうございました。

情報提供ということでは、春日先生、山本先生何かございますか。春日先生の方からお願いします。

春日専門委員 今の元井座長代理の勉強会をした方がいいんじゃないかという御提案について、私もちょっと感じていたんですけども、今後、ケーススタディを個々の事例を参照にしながら実施していくに当たっては、やはり私たち専門委員がある程度現状としてのリスク管理機関、それから食品安全委員会それぞれの情報収集機構としてどういうものがあるかということ認識しておく必要があるのではないかなと思います。

そういう意味での情報提供や情報の種類の在り方についての勉強会ではなくて、具体的に既にあるもの、利用できるもの、またこれらの初動対応の探知になり得る情報にどういうものがあるのかということ具体的に知るための勉強会が必要なのではないかなと思います。

大まかなところは課長が御説明されたとおりですけども、厚生労働省側の立場で私が把握しているものの中には、例えば食中毒統計の情報の流れです。それが具体的に保健所からどういうふうに入ってくるか、そこも一度皆さんで共通の認識を持っておく必要があると思いますし、岡部先生が御専門ですけども、感染症法に基づく患者情報、微生物、病原体検出情報の流れがどうなっているのか。

それから、輸入食品のことが先ほど御提案ありましたけれども、勿論検疫所で輸入食品の検査をするような、またその検査に当たって必要な情報が入ってくるようなシステムも既にあるわけです。

それから、海外の微生物及び化学物質による事例ですとか、研究情報というのが山本専門委員と安全情報部の担当者が各週版で国立衛研のホームページから公開しておりますので、それはどなたにでも見ていただけるもので、必ずしも専門家だけを対象としているものではありません。そうしますと、海外でこんな食中毒のアウトブレイクが起きたということは、かなりリアルタイムで見ていただけるようになっております。それを同時にリスク管理機関と食品安全委員会にも提供しております。

そのほか、先ほど御説明がありましたように食品安全委員会として公表しているものも内部の資料としているものも含めて情報網がありますので、そういうものを一度整理して把握しておくということが役に立つので

はないかと思います。

丸山座長 ありがとうございます。山本先生、何かございますか。

山本専門委員 今の春日専門委員の説明にありましたように、私どもも化学物質、微生物に関する海外の食品関連機関の情報は日常的にモニターしてホームページから一般公開しています。

1つ思うのは、調べていくと、いろいろな機関がいろいろな種類の食品関連情報を発表しているんですけども、ただ、それがどこにどういうものがあるかを把握するのがなかなか難しいので、例えばポータル・サイトとして、食品安全委員会とか厚生労働省、農林水産省など、多くの人が見るところに、いろいろな情報をリンクして、そこを見れば、例えば自分が知りたい情報は、こういうところにあるんだなとわかるような、そういうページがあると、もっといいんじゃないかなと思っています。

もう一つ、よろしいですか。この流れとは関係ないかもしれないんですが、情報提供でなかなか難しいのは、例えば情報公開と個人情報保護は、あるときには相反することですね。

また、海外情報や、輸入食品情報なども含めて、今、実際に被害が出ている場合はともかくとして、そうでない場合にもしかしてこれがどうかというときに、それは一方では風評被害とかそういうような問題も絡んで、そういうところがなかなか現実的に情報を扱う場合に難しいなと思うところなんです。

丸山座長 ありがとうございます。岡部先生、感染症と食中毒の情報に関わって、どっちで統計をとるかということで、専門家でも混乱するところがあるんです。その辺りは先生どうなんでしょう。

岡部専門委員 食品の方は、春日先生の方が随分いろんなものをまとめておられるので、それを参考にすることが多いんですけども、私らの方は食中毒として上がってくるのもあるし、中心になっているのは感染症法の対象疾患として上がってくるわけです。

ですから、実際には食中毒と感染性何とか炎というのと、オーバーラップしてくることは多いんですけども、ただ微生物学的な検査であるとか、そういうものについてはまとめて出しているのので、一つの情報には十分なり得るだろうと思います。

どっちかだけで十分だという状況ではないので、やはりお互いに補完するような関係にないといけないと思っております。

丸山座長 オーバーラップした部分というのが出てきますね、0157 だとか、ノロウイルスだとかの場合、その辺はどういうふうに理解するんでしょうか。

岡部専門委員 非常に難しいところなんですけれども、結局、そのニュース・ソースというか、何に基づいてこういう数字をつくっていったか、あるいは何に基づいて決めていったかということ、やはり一般の方にはわかりにくい部分もあるんですけれども、それはつくる側としては定義づけをしっかりとっておかないと混乱してくる可能性があります。ダブルで数字が出てきたりすることはよくありますから。

丸山座長 先ほど情報の提供の仕方という元井先生からの御提案で、私なんかは、どなたか専門家にそういう勉強会というか、講演していただければいいなと単純に思ったんですが、春日先生のお話では、やはりいろんな立場から情報の提供の仕方あるいは収集の仕方、この専門委員の中にはそれぞれの立場で全部トップレベルの方がいらっしゃるんで、そういう方から、今、それぞれの立場でどういうふうになっているんだということをお話しいただくというのも1つの勉強会なんだろうと改めて思いました。その辺りも後で勉強会ということ企画するとき、少し考え置きいただいた方が、それこそ皆さんの勉強になるんだろうと思いますので、よろしくその辺を検討いただきたいと思います。

春日先生どうぞ。

春日専門委員 1つ追加させていただきますけれども、専門家としてのそういう情報網だけではなくて、行政的にもう決まっているものもありますので、それはそれぞれの担当機関の担当者に御説明いただくのがよろしいかと思えます。それも加えていただきたいと思います。

丸山座長 皆さん、ほとんどの方はわかっていらっしゃるかと思うんですが、例えば食中毒は今年は何件出て、何人患者が出たと食中毒統計に載りますが、この数字というのは何なのということをしっかりと私たち確認しておく必要があるんだろうと思います。その辺りも含めて、勉強会というのはあった方がいいと思っておりますので、お願いいたします。

そのほか、全般的なことでも結構でございます。何かございますか。よろしいでしょうか。 そうしたら、次回どうするかということになると思うんですが、先ほどからお話ししてきた、まず食中毒のケーススタディ、微生物と化学物質ということで1つずつやっていこうというのが、これからのとりあえずの専門調査会の仕事かと思えます。

その後で、先ほどからお話が出ております食中毒以外のテーマについて、それをどうするかと作業が移っていくと思えます。

それでは、今後の予定、それから次回の委員会の予定などを事務局の方からお話しただければと思えます。

杉浦情報・緊急時対応課長 食中毒のケーススタディにつきましては、先ほどコーディネーターを決めていただきましたので、これから各コーディネーターの方と打ち合わせを行っていきたいと考えております。

もう一つ、食中毒以外の 、 の定義のケーススタディにつきましても、もしこの専門調査会でやっていくということであれば、座長の方でコーディネーターを指名していただければ、事務局の方で打ち合わせを行っていきたいと考えているんですけども。

丸山座長 今ですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 はい。

丸山座長 食中毒以外のケーススタディとして、どなたかということですね。

杉浦情報・緊急時対応課長 はい。まず、事例も含めまして、資料5にございますが、このような事案でよろしいかどうかも含めまして、コーディネーターを指名していただければと思えます。

丸山座長 どうも失礼いたしました。この資料5のところ、食中毒以外のケーススタディをやっていく必要があるとしたときに、テーマとコーディネーター、まずこういうテーマで の場合は、いわゆるスギヒラタケの事例。それから の場合はダイオキシン類と、大変両方とも食中毒と比べて難しいテーマなんではしょうけれども、こういうことでまずいかがでしょうか。

の急性脳症多発事例ということは、これは岡部先生のところでやっていらっしゃるんですね。

岡部専門委員 はい、そうです。一番最初のきっかけが、感染性の脳炎か脳症ではないかということで、初動体制をやったということです。

それから、地元の方々も最初から原因の1つは食中毒ではないかというのがありました。キノコ中毒ということも可能性として指摘されており、非感染症の検討もされております。まだいずれも完全に肯定できるものはないというところですが、私たちのところでも随分調査をしましたし、ほかの先生方のことを参考にさせていただければ御紹介ができると思います。

丸山座長 では、このコーディネーターは岡部先生にお願いしたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

それから、 のダイオキシン類と挙がってございますが、こういうテーマでよろしゅうございましょうか。

そうすると、この辺りはどなたがよろしいんでしょうか。

山本先生、こういうのはどうなんでしょうか。

山本専門委員 ダイオキシンそのものの毒性とか、そういうことは研究所のmatterかと思うんですが、この場合はどういう対策をとったかというところになるので、本当は行政なんかの方の方が一番お詳しいと思うんですけれども。

丸山座長 今、ここで決められなかったら、山本先生からのそういう御意見もございしますので、この辺りは少し考えて、この部分は少し後になりますね。ですから、山本先生の御意見を聞きながら、どなたかということとは後で決めていただいて、事務局の方にお任せするというところでよろしいでしょうか。

では、資料5の食中毒以外のケーススタディについては、 のところは急性脳症多発事例ということで、岡部先生にお願いすると。

下のところは、後で決めていただくということで、事務局にお任せしてよろしゅうございましょうか。

では、そういうふうにしたいと思うんですが、今の御提案の議事はそれでよろしいでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 はい。ありがとうございました。

ケーススタディをどういうふうに行っていくかにつきまして、今後、コ

ーディネーターになられた専門委員の方々に打ち合わせさせていただきまして、決めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

丸山座長 次回の予定についてお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 ケーススタディの準備の進捗状況にもよりますけれども、9月を目途に開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

丸山座長 そうすると、7月、8月は開催の予定がないと理解してよろしいんですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 勉強会をしたらどうか、クライシスコミュニケーションと、それから情報収集提供体制の勉強会をしたらどうかという御提案がございましたので、もし準備が可能であれば、ただいまケーススタディについては準備も必要なので、9月ごろ開催したいと申し上げましたけれども、勉強会につきまして、もしそれ以前に開催可能であれば、また座長等に日程調整させていただきまして計画したいと考えております。

丸山座長 夏は先生方の御予定もありましようから、できるだけ早く日程の調整をしていただければと思います。

ほかに何かございましょうか。

小泉先生どうぞ。

小泉専門委員 今、風評被害というお話も出たものですから、既に判例は幾つか出ているんです。

それで、この調査会で皆さんに判例を御紹介する必要があるかどうかわかりませんが、もし日本ではどのような形で判決が出ているのかということも勉強会の対象ということであれば、それは御紹介はできますが。

丸山座長 大変興味あるところだと思います。是非やらなければいけないことがいっぱい出てきたんですが、勉強になるところですので、その辺も事務局の方で日程調整して勉強会をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第12回の緊急時対応専門調査会をこれで閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。